

山形県後期高齢者医療広域連合政策調整会議設置規則

平成19年3月4日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の効率的で円滑な運営を図るため、山形県後期高齢者医療広域連合政策調整会議（以下「政策調整会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(広域連合長の職務)

第2条 広域連合長は、政策調整会議を総理する。

2 広域連合長に事故あるとき又は欠けたときは、山形県後期高齢者医療広域連合規約第14条に規定する順序により、副広域連合長が代理する。

(政策調整会議の構成員)

第3条 政策調整会議の構成員は、広域連合長、副広域連合長及び委員とする。

2 委員は7人以内とし、関係市町村長の中から広域連合長が選任する。

3 前項の委員は、広域連合議会議員と兼ねることができない。

(招集)

第4条 政策調整会議は、必要に応じ広域連合長が招集する。

2 広域連合長は、政策調整会議を招集するときは、招集の日時及び場所並びに会議の議事を文書により通知するものとする。

(会議)

第5条 政策調整会議は、広域連合の運営に関する次に掲げる事項について、審議する。

(1) 広域計画及び広域連合運営の基本方針に関すること。

(2) 規約の改正等に関すること。

(3) 予算、決算、条例の制定、改正、廃止、その他広域連合議会に提案する議案等に関すること。

(4) 専決処分に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、政策調整会議の審議が必要と認められるもの。

2 会議の際は、会議録を作成するものとする。

(庶務)

第6条 政策調整会議の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月4日から施行する。

附 則（平成19年11月30日規則第21号）

この規則は、平成19年12月1日から施行する。